

平成18年10月5日

於：経済産業省第1特別会議室

資料3

環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する
検討会（第4回）

議 事 録

経 済 産 業 省
環 境 省

目 次

1 . 開会	1
2 . 資料の確認	1
3 . 議事	
新日本製鐵（株）及び日本鉄鋼連盟における公害防止対策の取組状況・ 方向性について（関澤委員）	1
コンプライアンスと企業の環境対応（郷原委員）	7
論点整理	17
4 . 自由討議	23
5 . 閉会	29

1. 開 会

岩松環境指導室課長補佐 本日は御多忙の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会（第4回）を開催させていただきます。

それでは、これより先、議事の進行を石谷座長をお願いいたします。

2. 資料の確認

石谷座長 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 お手元の資料を御確認ください。資料1が議事次第、資料2が関澤委員のプレゼン資料でございます「新日本製鐵（株）及び（社）日本鉄鋼連盟における公害防止対策の取組状況・方向性について」、資料3が郷原委員によるプレゼン資料「コンプライアンスと企業の環境対応」、資料4が「論点整理ペーパー」、資料5が前回の議事録でございます。不足等ございましたら事務局までお申し出ください。

3. 議 事

石谷座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の議事につきましては、関澤委員から「新日本製鐵（株）及び（社）日本鉄鋼連盟における公害防止対策の取組状況・方向性について」、引き続き郷原委員から「コンプライアンスと企業の環境対応」について御発表いただき、両委員の御発表の内容について意見交換を行いたいと思います。さらに、事務局から「論点整理」について説明し、自由討議を行いたいと思います。

それでは、まず「新日本製鐵（株）及び（社）日本鉄鋼連盟における公害防止対策の取組状況・方向性について」、関澤委員からご説明をお願いいたします。よろしく願いします。

新日本製鐵（株）及び日本鉄鋼連盟における公害防止対策の取組状況
・方向性について（関澤委員）

関澤委員 関澤でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料に沿って御説明申し上げますが、冒頭、ここに書いてないことを若干申し上げたいと思います。

近年、公害防止管理というのは企業経営にとっては最重要かつ最優先すべき課題であると私どもは認識しています。鉄鋼業は1960年代の後半から公害防止に懸命に努力を傾けてまいりました。昨今では、そういった公害防止というのは人類共通の喫緊の課題であるという認識に立っています。そういった意味で日本の鉄鋼業界、先進国鉄鋼業としての責務

を必死に果たして世界に及ぼしていきたい、こういう範となるような努力を傾けていきたい、同時に経済と環境というのは両立していかなければいけないと考えて取り組んでいます。私どもの会社でもこういった自覚に立ちまして、経営トップから各事業部門、関連会社、協力会社一体となって公害防止に不断の努力を傾けていく決意で取り組んでいるということをもっと申し上げたいと思います。

以下、資料に沿って御説明申し上げます。私から1の「新日本製鐵の全社的な公害防止対策への取組」を御説明させていただきまして、その後、2の製鉄所の具体的な話につきまして、環境部の吉田から御説明させていただき、こういうことで進めさせていただきたいと思っています。

まず、新日鐵の公害防止対策への取組み、(1)の「公害防止管理の意義の認識」というところです。ここにありますように、公害の法令違反というのは事業者が両罰規定で罰せられる。その影響は事業存続に及ぶリスクだと確信して当社が誕生した1970年以来、組織的な取組みを推進してきました。また、一昨年には、グループ経営理念を整理しました際の第一に、「社会と共生し、社会から信頼される」ということを掲げまして、環境保全に最善の努力を払うことを経営の大前提として事業を展開しています。

後ほど資料の中に出てくると思いますが、私どもはリスクマネジメント委員会を全社の委員会として組織しています。この委員長を務めています。昨今、環境、防災、安全、情報セキュリティー、一般的なコンプライアンス、これらが企業経営にとって企業の存立基盤を揺るがす大変重要な課題である、同列に位置づけてこれに取り組もうということもいつもいつかしています。

また、私どもは製鉄所が北海道から九州まで9つと製造所が1つ、全部で10あるわけですが、そういった各製鉄所が自律的に公害防止を行う、こういうことを目的とした公害防止の枠組みをつくっています。公害防止は製鉄所単位でやらざるを得ない。場所が非常に離れているということももちろんありますが、製造に直結したラインで取り組むことがまず直接的に非常に有効である、こういうこともありまして製鉄所が公害防止の中心に当たる。公害防止に係る設備の運転、維持管理、測定、緊急時の対応並びに自治体とのコミュニケーション、こういったことも製鉄所単位で行っています。

経営者は、製鉄所において自律的な公害防止マネジメントの機能がきちっと果たされているかどうか確認する、このことに重点を置いています。同時に企業の社会的責任、CSRなどを念頭に全社的な方針を策定しています。

本社の経営スタッフ（環境管理部門）は これは私どもでいう環境部、技術総括部、あるいは関連する部門ですが 経営者が策定した方針に基づいて経営を補佐し、会社としての公害防止を推進しています。具体的には後ほど出てまいります環境経営委員会をもっていて、私がこの委員長を務めているわけですが、常務取締役、部長クラス11名が当たってまして、環境に関するトップ会議ということで開いています。ここで年に2回、製鉄所の取組み、公害防止対策なども審議、レビューしています。

(2)の方に移らせていただきますが、「公害防止体制の整備」、これは当社がどういう体制をしいてきたかという歴史的な経緯も含めて書いています。1970年に新日鐵ができましたが、このとき本社に公害防止対策委員会という役員クラスの委員会を設けました。それから、設備を計画したり保全したり、そういった設備を管理している設備部がありますが、

そのもとに環境管理室を設置して全社で公害防止設備を計画的に導入していました。

翌年の1971年には環境管理室を環境管理部に改組しまして、公害防止組織整備法の趣旨にのっとり、公害防止において中心的な役割を果たす製鉄所の製鉄所長を責任者とする公害防止体制を整備いたしました。

72年には環境管理の基本方針を策定いたしまして、SO_x、NO_xの排出削減等の公害防止対策を計画的に推進してきています。

国際鉄鋼協会 (International Iron and Steel Institute) に私どもは参加してまいり、この国際鉄鋼協会というのは1967年 (昭和42年) に設立しました世界的な鉄鋼業界の国際交流組織です。現在190 企業・団体が入っております。約60カ国ぐらいたと思っておりますが、そういった国際組織があります。93年に、前年にここが制定した環境声明を受けて環境に関する行動指針を策定し、製鉄所ごとに製鉄所長を責任者とするISO14001 に基づくマネジメントシステムを導入しました。96年に名古屋製鉄所を最初に第三者審査機関 (JICQA) への登録を開始しまして、2000年度までに全製鉄所の登録が完了してまいり。

一方、本社の環境管理部におきましては、環境監査を96年から実施しまして、製鉄所におけるマネジメントシステムによる公害防止活動の推進状況を確認いたしましてとともに、ベンゼンの自主管理など全社で展開すべき公害防止施策をここで推進してきています。

98年には、環境管理というよりももっと攻めの意味も込めまして、広く問題をとらえる環境部という名前に改組しまして環境経営委員会をこの時点で設置しました。公害防止状況の年度点検結果等を環境報告書として発行いたしまして、また2000年には環境基本方針を改訂しました。加えて中期環境経営計画を策定し、全社の重点的な取り組みを明確にして公害防止を含む環境管理に関する全社の取り組み体制を強化してきたという経緯です。

2004年には、この前年に名古屋でガスホルダーの爆発事故が起こりましていろいろ御迷惑をおかけしたわけですが、これを機に何としても対策をしっかりとしようということで、これを受けまして製鉄所長の公害防止統括者としての責任を、全社の規定を整備して再度はっきりと明確化しました。さきの環境基本方針、中期環境防災経営計画策定、あるいは環境監査とともに全社マネジメントをきちっと行っていくということで、現在このような体制で取り組んでいるというのが実情です。

いずれにしましても、これまで私どもの会社は、時代に合わせて公害防止対策への取り組みは組織的に常に見直し続けてきて、時代にふさわしい対応というのは何かということを一生涯懸命考えながら、このような変遷を経てきています。

それでは、これから具体的に2の製鉄所における公害防止に対する具体的な取り組みにつきまして、吉田の方から御説明いたします。

吉田氏 私の方から「製鉄所における公害防止対策への取組」を御紹介させていただきます。

紹介する前に、お手元に「環境・社会報告書」という当社で発行している報告書を添付させていただいています。例えば今、方針はどうなっているのかということであれば、10ページ目に私どもの環境基本方針、先ほど紹介がありました中期環境防災経営計画、この計画は3年ごとに更新しているわけですがけれども、こういった記載があります。

それから、リスクマネジメント委員会につきましては、環境報告書にもありますけれど

も、お手元の7ページのところに「社会的責任と信頼」、「内部統制・リスク管理・コンプライアンス」ということで、リスクマネジメント委員会とか先ほどの基本理念を記載してございます。こういったことが環境報告書の44ページに載っていますので、後ほどごらんいただければと思います。私の方からは、今ご紹介しました製鉄所で実際にどのように運営されてきているかということをお紹介したいと思います。

資料に戻っていただきまして2ページ目ですけれども、「公害防止管理の意義の認識と体制の整備」というところから御説明したいと思います。

先ほどご紹介しましたように、1996年からISO14000に準拠した仕組みを製鉄所の方に導入してきています。そういう意味では、この断面で環境管理のやり方が少し変わっていると認識していますので、その辺について御紹介したいと思います。

まず、1つ目ですけれども、ISO14001の規格に当然法令遵守ということが入ってまして、なおかつ全員参加ということを要求されています。したがって、法令を点検するということはもとより、法令に則った取組とするために製鉄所長から現場まで責任と権限を明確化する必要がありまして、従来、公害防止管理者と総括責任者であります製鉄所長、こういった組み合わせで展開してきた公害防止の施策につきまして、より組織的にやっていく必要が出てくるということで、そういった体制を整備してきています。当然その中では内部で内部監査を実施するという規格規定もありますので、従来パトロールを実施していましたが、基準に準拠した形での内部監査を導入して点検するという活動が加わりました。

また、公害防止管理者だけでなく、組織を全部結んで運営していくということが必要になります。従来は公害防止管理者というのは大体製鉄所の環境管理部門にいますので、その環境管理部門がISO14001の実行の推進事務局を務めていますので、製鉄所の環境管理部門が組織として製鉄所の全組織をそういった形で束ねて公害防止活動を推進することになったわけです。

具体的には、公害防止の設備の維持管理だとか測定、緊急時の対応については当然マニュアルがあったわけですが、そういったマニュアルも製鉄所ごとにきちんと一回整備し直して、環境管理部門と製造部門の責任と権限、役割、そういったものをきちんと明確にしまして、なおかつそれを内部監査で相互確認しながら推進する、こういう体制に変えてきています。当然その測定データについては環境管理部門で監視して公害防止管理者が統括する体制になっています。

次に14001ではコミュニケーションについても基準がきちんと書かれていて、地方自治体との協議もきちんと手順等を定めまして公害防止管理者が実施し、その結果は、当然基準の改訂とかありますので、そういったものを全組織にきちんと周知徹底するということが、組織的な活動を実施しています。

したがって、その次の「従業員教育」ですけれども、教育につきましても、従来どちらかというと部門ごとに教育計画をつくって実施していたということなのですが、ISO14001の基準に従って製鉄所全体で公害防止に関する教育計画を作成して年度でそれを回していく、このような教育システムをつくってきています。作業手順の教育といったような作業レベルの教育から設備に共通の環境技術的なものも年度計画に入れて教育をしているということです。それとともに、当然新任の管理者とか新しく配属された作業員

がいるわけですが、部門ごとにきちんと標準を整備して、その標準に則って教育をし、訓練をしています。

加えて、昨年ありましたほかの事業所等での事例を参考にして計画に追加して教育することもありまして、都度やっています。昨年につきましては、水濁法に関する教育を全従業員に対して実施しています。

一方、公害防止管理者レベルの専門的な知識を有する人の教育が重要ですが、これにつきましては外部の機関での教育プログラムを使っています。これも製鉄所で計画的にそういうレベルの人を増やしていこうという活動をしていまして、現状、当社の場合ですと人数的には500名程度、資格を2つ持っている方もいますので、延べで550名を超えるような状況です。これが多いか少ないかというのはあるのですが、毎年大体5%ぐらいずつ、延べで30名程度増えてきている、そういう状況です。

この教育につきましては、個別会社ごとに行うということよりも、法律の動向等の情報もありますので、社内の教育では十分でないということもあって、これはそういう意味では全国規模での教育が重要ではないかと考えています。

そういう法令についての情報というのは、基本的には業界活動で前広にいろいろ情報を得ながら各製鉄所に説明会を開催するなどして共有化してきています。こういう情報は官報が出てからですと対応が遅かったりするケースもありますので、なるべく前広に提供するという心を心がけております。

そういった中で、例えばここにありますように日本鉄鋼連盟におきましては、今までベンゼンの自主管理でありますとかインベントリの作成、これはダイオキシンのインベントリですが、そういったものの作成、あるいは直近の課題でありますVOCの自主行動計画、こういったものを推進する必要がございますので、その都度、会員会社にいろいろ調査をいたしましてデータを収集し、そのデータで確認しながら届け出が適正に行われているかどうか、そういったものについてもチェックをしています。

昨今、今回契機になりました法令違反がございましたので、業界として法令遵守の強化を図ろうということで、情報を集めて再発防止を図る取組を始めてきています。

一番最後のページに日本鉄鋼連盟の「鉄鋼業における環境・防災に係わる諸問題への対応について」を付けています。今まで環境に関する事案等を業界団体として情報収集して整理するということは実施していなかったのですが、今回、事の重大さにかんがみ、やはりきちんとやるべきだろうということで、情報を各会員会社から集める、そういった取り組みを本年9月から始めています。当然そういう情報を集めれば、集めた情報を共有化するとともに、原因、対策等について分析するという作業もこれから定期的実施していきます。そして、必要なものについては業界のマニュアル等を整備していく、このようなことを進めていこうということです。

また、会員間の交流につきましても、これは現場の活動が非常に大事でございますので、交流会というようなものも設置しようということで、今進める体制を準備しているところです。

それから、一般の法律に対する的確な対応の推進ということで、法律の解釈あるいは条例等での解釈の不十分なものもありますし間違いもありますので、鉄連にそういった問い合わせができるような仕組みづくりまして、そういった中で法律の適正な運用が図れるよ

うに周知徹底する、このような取り組みを推進していこうということで今始めているところです。

資料に戻っていただきまして3ページ目ですけれども、「利害関係者との連携」ということにつきまして次にご説明したいと思います。公害の法令に関しましては、直接的には製鉄所は近隣の住民の方々に対する関係が一番重要で、先ほどありましたけれども、製鉄所の置かれている地方自治体とコミュニケーションを十分とることが必要です。

具体的には自治体とは協定等を結んで個々の設備の運転管理のルールとか測定のルール、報告のルール、データの管理、緊急時の措置、こういったものについて具体的な取り決めをしています。必要に応じて内容を更新しています。

ここの取り決めというのは、実際には製鉄所と自治体ということだけではなくて、基本的には近隣の環境を評価して実施していると認識していきまして、当然地元議会での妥当性の評価とか、そういったものを受けていると考えております。当然議会等では苦情等もありますので、法にない部分につきましても、その審議結果を受けて自治体と製鉄所間で協議されて協定に反映されていると認識しています。

昨今では、これはベンゼンの自主管理等をやってきた結果なのですけれども、製鉄所によっては近隣の事業者と連携して協議会を設けまして、定期的に地方自治体と連絡会を開催して法令の運用状況とかモニタリングの結果といった情報について情報交換をしているところがありますし、一方、製鉄所によっては近隣の住民にモニタリングをお願いし、環境情報の提供をお願いして、その情報をもとに対応しているというような事業所もございます。製鉄所によっていろいろ差はありますが、それぞれ現地にあった独自の取り組みを実施しています。

基本的には地域ごとに環境リスクを評価して、この評価結果に基づいて施策がされることになっていると考えていきまして、そういう意味では住民とのコミュニケーションも適切に実施されていると考えています。

また、機関投資家とかアナリストの方にはIRの説明会を定期的に行っておりまして、経営方針を説明するとともに環境報告書等の紹介をしてコミュニケーションを図っています。2005年からは個人投資家による製鉄所の見学会等も開催して環境保全状況についての情報交換も実施しています。

参考資料の方には環境報告書の30ページ、31ページの「環境・防災マネジメントシステム」。先ほど若干わかりにくかったところを補足しておきますと、31ページ、点検とかその方針、結果というところ、図が書いてありますが、製鉄所は、「事業所」と書いてあります。ISO14001で事業所ごとに内部監査を実施しています。加えて第三者の監査を受けています。

一方、本社は、環境・防災監査を実施して3年に1回の割合で全事業所を回る。昨今では内部からの指摘もあって、毎年きちんとサーベランス、定期的な審査も必要だということで、去年から全製鉄所を1年に1回ずつみていく体制にしていますけれども、その調査の中でコンプライアンスについても確認する。そこに「実態調査」と書いているのは、毎年製鉄所で1年ごとにレビューしますので、そのレビューした結果を含めてパフォーマンスの情報を春先に調査いたしまして、それをもとにそういった監査を実施しています。監査の結果を元にまた方針等に展開する、あるいは環境報告書で情報を出す、そのようなこ

とを実施しています。

その次のページは、先ほどご紹介した「内部統制・リスク管理・コンプライアンス」です。7ページの右下のところに、コンプライアンスガイダンスということで当社の場合は「やってはならない行為30No's!」という冊子をつくって啓蒙しているところです。その中身につきましては、参考のその次のページの9ページ、10ページ、11ページに書いていまして、平成15年からこういったものをつくってコンプライアンスに力を入れているということです。

11ページには、環境の部分の違反行為について「30No's!」の中に入れて、公害防止について徹底する、そういう作業をしています。

少し長くなりましたが、以上です。

コンプライアンスと企業の環境対応（郷原委員）

石谷座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、コンプライアンスと企業の環境対応について、郷原委員から御説明お願いいたします。

郷原委員 それでは、コンプライアンスをどのように基本的にとらえたいのかということについて、私なりの考え方を大まかに述べさせていただきたいと思います。その上で今回の公害防止、環境管理の問題について、コンプライアンスの考え方を基本的にどのように適用していったらいいのかということをお話ししたいと思います。

（パワーポイント）

まず、「コンプライアンス」という言葉をどのような意味にとらえるかということなのですが、今世の中で一番一般的なコンプライアンスの意味のとらえ方は、「法令遵守」という言葉にそのまま置きかえて考えるということではないかと思います。このコンプライアンスを単純に「法令遵守」に置きかえることが言葉の意味として誤っているだけではなくて、実はそれ自体が大変大きな弊害をもたらしている。法令を守らなくてはいけないというのは当たり前のことなのですが、その法令をそのまま遵守すればいいのだという考え方に実は大きな落とし穴があると考えています。

（パワーポイント）

この図は、人が仕事をするときには注意をしなければいけないことの全体像を黄色い三角形で示しています。上のあたりが基本的なこと、重要なこと、根本的なこと、下に行くに従って具体的なこと、細かいこと、枝葉末節なことです。通常であれば、人が仕事をするときには根本的なところ、重要なところに注意がフォーカスされていて、その注意が下の方にも及んでいるという形になっているはずですが、ところが、いろいろな事件、事故、不祥事が起きると、そのたびにコンプライアンスだ、法令遵守だと、うるさくいわれます。その結果、人の注意は下の方に下の方に向いてきます。何々法令を守れ、何々規則を守れ、何々ガイドラインを守れということうるさくいわれますから、どうしてもそちらの方に注意を向けざるを得ない。

しかし、ここに書いていますように、人の注意力にはもともと限りがあります。この注意できる面積は基本的には余り変わりません。そうすると、下の方に注意が向けば向くほ

ど根本的なところ、重要なところから注意が抜け落ちてしまう。しかも、最近起きるトラブル、問題というのは、昔と違って社会環境の急激な変化に伴って多様化、複雑化しています。昔であれば大体起きることが想定範囲内ですから、こういう具体的なマニュアル、規則で対応していれば済んだのだと思いますけれども、最近はそのようなわけにはいきません。根本的なところに立ち返って考えないと解決できない問題をこういう具体的な細かいマニュアル、規則などで対応しようとしているから根本的な問題が解決できない。そのために問題やトラブルが再発してしまうということが、まず法令遵守ということの1つの大きな弊害ではないかと思います。

(パワーポイント)

とはいっても、最近では法令遵守ということは非常に重要な価値をもつとされています。なぜかという、その背景にはこういう考え方があるのだらうと思います。世の中何でも競争が重要で、自由競争の価値が重要視される方向にどんどん向かっています。そうなりますと、その中では法令を遵守することと自由競争、この2つで世の中をすべて解決していこうという方向が生じているように思います。企業の目的は、法令に違反しない範囲で利潤を追求することだということになります。確かに具体的なルール、明確なルールの範囲内でベストを尽くし、それが評価されるという社会のあり方、これ自体は大変素晴らしいことだらうと思います。それ自体は何一つ間違っていないのだらうと思います。

しかし、重要なことは、そのようなことが本当に正しいといえるためには前提があるということではないかと思います。この上の2つのことが正しいといえるためには、この2つの前提が満たされていなければいけないと思います。1つは、社会的要請はすべて法令に反映されている。そして、社会的要請を反映した法令に違反する行為が行われたときに、司法がそれに対して十分なペナルティーを課す。それによって、法令に違反してまで利潤を追求しようとしても、結局は得にならないということがいえる。この2つが前提になって初めてこの自由競争と法令遵守の組み合わせですべてが解決できるということがいえるのではないかと思います。果たして今の日本の経済社会でこの2つの前提が満たされているといえるかどうかという問題です。

(パワーポイント)

もともと法令には絶対的な限界があります。このような非常に微妙な複雑な問題、これに対して法令がすべて万全なキャッチアップを行うことは不可能です。それに加えて、日本の場合とりわけ法令の機能に限界があります。法令と社会の実態との間に乖離が生じやすい実情があります。それは歴史的な背景によるものです。

日本の法律の大部分は外国から輸入されたものです。明治期には民法、刑法、商法などの基本法が主としてヨーロッパから輸入され、第2次大戦後には国家、社会、経済の全面転換に伴って、独禁法、証取法のような経済法が主としてアメリカから輸入されました。結局のところ、日本の法令というのは市民社会とか経済社会とはちょっと離れたところで外国から輸入され、それが市民のところ「守れ」と上の方から降ってくるというところに特徴があるのではないかと思います。欧米のように市民社会で自然な形でルールができ、それが自然な形で法令に高まっていったという構造ではないために、どうしても市民にとって法令が遠いものになりがちで、身近なものになっていないというところに特徴があるのではないかと思います。

(パワーポイント)

これは、そういう日本の司法の構造を模式化したものです。この丸が経済社会、市民社会で、この社会の中では様々な人や企業がぶつかり合い、せめぎ合い、いろいろなトラブルを起こし、そして協力し合っている方向に物事を解決しようとしています。そういったところで起きるトラブルなどを解決する方向に司法がこれまで機能してきたかという、その機能は極めて限定的なものであったといわざるを得ません。

まず1つは、司法の機能のうちの刑事司法の機能は、異端者、逸脱者、変わり者という社会の中心から外れた人間をさらに社会からはじき飛ばしていくという異端者排除の機能。それが刑事司法の機能。

そして民事司法の基本的な機能というのは、通常の人や企業では起こさないような「いがみ合い」とか感情的な対立などをおさめるという機能。いずれも社会の中心部からすると外縁部、バウンダリーに当たるところで起きる物事に後始末をつけるというような機能がほとんどだったのではないかと思います。日本における司法の機能というのは、少なくとも法令と司法の機能というのが経済の中心部分で機能してきたものではなかったというのがこれまでの司法の機能ではないかと思います。

(パワーポイント)

それはアメリカと比較した場合にも大きな違いが出てきます。アメリカは判例法の国です。日本と比べると人口当たり何十倍もの弁護士がいて、その弁護士たちが訴訟の場に様々なトラブルを持ち込んできます。そういうトラブルを解決することを通じて法令が経済社会の実態に柔軟に適應しているところに特徴があるのではないかと思います。その分、そういう法令に違反する行為に対しては徹底したペナルティーが課される。民事も刑事も、時として日本円にすると数千億円というようなペナルティーが課される場合もあります。

それに比べると日本の場合は成文法で、法令というのは根本的なところは一度定めるとなかなか変えられない。それによって法令と実態との乖離が生じやすいわけですが、その反面、そういう違法行為に対するペナルティーも非常に緩やかであるところに特徴があるのではないかと思います。しかし、日本の場合は法に基づくペナルティーは非常に緩やかですが、その反面、社会的なサンクション、社会的なペナルティーが非常に厳しいというところに特徴があります。

最近の企業不祥事の多くも、社会的な非難、バッシングがその企業を存亡の危機というようなところにまで追い詰めています。そういう社会的なサンクションというのは法的なサンクションとは大きな違いがあります。証拠による認定、きちんとしたルールにのっとった事実認定、要件、手続というようなものは基本的には定められていなくて、社会の動向によって極端な方向に大きく盛り上がっていくこともある。それによってとてつもない大きなダメージを企業に与えることになるというところに特徴があります。

そういう意味で企業の不祥事、事件、事故に対してどのようなサンクション、ペナルティーが働くかということに関しては、社会的な評価、社会の要請との関係ということを考えざるを得ないわけです。とりわけ日本の実情ではそこを考えざるを得ないと思います。

(パワーポイント)

そういう観点から改めて法令、規則と社会の要請とはどういう関係にあるのかということを考えてみますと、もともと法令、規則というのは何らかの社会の要請を実現するため

に定められているものだと思います。そういう意味では、一般的には企業やそこに属する個人が法令を遵守すれば、それによって社会の要請に応えることができる。それが一般的な形だろうと思います。

しかし、先程来、言っておりますように、日本の場合はしばしばこの法令、規則と社会的要請との間でずれが生じます。ずれが生じているのに、この法令、規則の方ばかりをみている。ちょうどこの黄緑色の点線の範囲内だけで物事を考えようとする、法令、規則には違反していないけれども、社会的要請には反しているということが起こり得るわけです。

重要なことは、法令、規則そのものを、その字面を追いかけてそれだけを守ればいいということではなくて、その法令、規則の背後にある社会的要請を直視していく。社会的要請をみながら、その要請にこたえるために法令、規則を守っていくのだと。そして、社会的な要請との間のずれが生じているときにはどのようにしてその法令、規則に反しないようにしながら実質的に社会的要請に応じていくのかという姿勢ではないかと思います。

(パワーポイント)

このように考えますと、コンプライアンスを「法令遵守」というふうに単純にとらえることは、実質的にみても日本においては弊害が大きいというだけではなくて、もともとの言葉の意味で考えてみてもおかしいのです。complianceの動詞のcomplyを古い辞書ですと昔の意味をたどっていきますと「充足する」とか「調和する」という意味です。工学上のコンプライアンスという言葉は「物体のしなやかさ」ということを意味しています。そのあたりからしても、コンプライアンスは、ここに書いてあるように「組織に向けられた社会的要請に応えて、しなやかに鋭敏に反応して目的を実現していくこと」、このようにとらえるべきではないかと思います。

このような意味でのコンプライアンスにとって重要なことが2つあります。1つは、まずその社会の要請に対して鋭敏でなければならない。sensitivityです。2番目に、センシティブな人間の間、あるいはセンシティブな組織の間でのcollaboration(協働関係)。この2つがコンプライアンスを実質的に高めていく上でのキーワードになるのではないかと思います。

(パワーポイント)

そういうコンプライアンスを実現するための具体的な手法、方法として、私はこの5つの要素を提唱しています。1つ欠けてもだめだということで「フルセット・コンプライアンス」とも呼んでいます。

(パワーポイント)

まず、「方針の明確化」です。何が社会的要請なのか。その組織にとって、その時点において何を目指していくべきなのか、どのような社会的要請にどのようにこたえていくのかということについての方針の明確化です。この社会的要請というのはもちろん1つではありません。複数のさまざまな要請にバランスよくこたえていかないといけないわけです。しかも、この方針というのは当該組織にとって現実的なものでなければいけません。社会の環境、組織の実情、あらゆるものに照らして現実的な方針を具体的に明確化していくこと。それによって個々の問題に直面したときに、Aという選択肢をとるのか、あるいはBという選択肢をとるのか、どちらを選択するかということについて、この方針が手がかり

になる。そういうものであって初めて方針を明確化する意味があるということだと思いません。

2番目に、そのような方針を実現するための「組織の構築」。コンプライアンスというコンプライアンス何々部をつくれればいと単純化されがちですが、そういうことではありません。その組織全体が明確化された方針を実現していく。社会の要請にバランスよく応えていくためにどのような組織体制であればいいのか。そこに法令上の義務に応えていくということの方針も含まれてくるわけです。

3番目は、せっかく方針を明確化し、そのための組織を構築しても、その組織が機能しなければ意味がありません。その組織の機能を確保し、方針に反する行為が行われないようにすることがこの「予防的コンプライアンス」です。具体的に言いますと、組織が機能するということは組織全体においてセンシビティが高まるということだと思えます。トップのセンシビティとボトム（底層）のセンシビティの両方がセンシビティをもって、センシビティを高める方向に働いていくためには、2つの重要なファクターがあるのではないかと思います。このようにトップからボトムに向かって行われている業務指示が、全体としてその組織で示されている方針に従っているのかどうかということを、まずトップの側の委任を受けた形でモニタリングを行うというのが内部監査です。これは形式的に法令、規則を守っているかどうかということだけではなくて、実質的にその方針に従った業務が行われているのかということを確認などから検証してみるということです。これが上から下への流れです。

もう1つは、このボトムのところというのは現実の経済社会に直面して、まさにそういったところで火花を散らしながら活動しているわけですから、そのボトムのところで社会の環境の変化とか、自分のところでやってくるものがどうも実情に合っていないということに気づくとすれば、このボトムのところが一番早いはずで、そのようなボトムのところでもセンシビティをトップに情報として伝えて、最終的にそれを踏まえてトップが意思決定していく。このような下から上への流れということも組織全体のセンシビティを高めていくための重要な要素になるかと思えます。

4番目が「治療的コンプライアンス」です。これは、何か問題が起きたときに、そういう問題が将来にわたって起きないようにするためにどうしたらいいかということです。何か問題が起きた、方針に反する行為が行われた、あるいは法令に反する行為が行われたという場合に、それはまさに組織にとって病気が発生した、病気になったということと同じことですから、その病気自体を治すという器量が必要になるわけです。そのためにまず必要なことは症状が何なのか、具体的に何がどのようになったのか、事実を明らかにすることです。そして、事実を詳細に明らかにした上でその原因を究明する。それによって再発防止措置をとることが可能になります。

そして5番目。これはコンプライアンスを法令遵守ととらえた場合には出てこないコンプライアンス要素です。個別の組織だけでは、せっかく打ち立てた明確化した方針を実現していこうと思ってもどうしようもない状況、環境があるときに、その環境をどうしていくのか。そういったことに対する企業の取り組み、組織の取り組み、それを「環境整備コンプライアンス」というわけです。この「環境」は、この場で問題になっている自然環境の「環境」とはちょっと意味合いが異なります。組織が活動していく環境という意味です。

例えば最近しばしば問題になっております構造的な官製談合。そのような環境のもとで事業活動を行っている企業が、仮に公正な競争を中心にした事業活動を行っていく、談合は二度とやらないという方針を1社で宣言したとしても、それを本当に実現できる企業はわずかだろうと思います。やはり制度的な問題、社会的な環境の問題、様々な問題を解決して初めてそのような公正な事業活動が可能になる。では、それをどうしていったらいいのか。これは企業単独ではどうにもならない。だからこそ社会にそれを理解してもらおう。環境上の問題、制度のゆがみ、社会構造のゆがみなどについて是正していこうというコンセンサスをつくっていかないといけない。そのためには社会の様々な組織や個人とのコラボレーションが必要になってくるということです。

(パワーポイント)

そして、この治療的コンプライアンス、環境整備コンプライアンスに関して頭に入れておかななくてはいけないのは、日本の違法行為はアメリカの違法行為とはかなり形態が異なるということです。私はこれをムシとカビの違いに例えて説明しています。

アメリカでの違法行為というのは、基本的にはムシのように、小さくてもその個人個人の意思をもって動いている。そして個人の利益を目的としているところに特徴があるのではないかと思います。それに対する対処方法というのは、個人に厳しいペナルティーを課すことです。ムシに対して殺虫剤をまくというのと同じことだろうと思います。

それに対して日本の場合、違法行為はカビ型です。ムシのようにその意思で動いているのではなくて、その環境全体にべたっとまとわりついているところに特徴があります。そして、そのようなカビ型の違法行為というのは、ほとんどの場合、組織の利益が目的で、個人の利益を目的とするものではありません。そして、ほとんどの場合、継続的・恒常的に行われ、そのポストに随伴するという形で行われています。その背景には何らかの構造的な原因があります。

このようなカビ型の違法行為に対する対処方法は、ムシ型の違法行為に対する対処方法とは異なります。カビに対して殺虫剤をまいても意味がないわけです。まず、カビはどこまで広がっているかということ、カビの広がりを明らかにしてカビ全体を取り除くこと。そして、そのカビの原因が汚れなのか湿気なのか、そういう原因を明らかにして除去すること。それによって初めてカビの再発を防ぐことができるということになります。

(パワーポイント)

これまでお話ししてきたコンプライアンスの考え方、これを最近の事例に即してちょっと考えてみたいと思います。パロマの給湯器事故の問題です。どういう事実が明らかになったかといいますと、同種の給湯器による事故が相次いでいて、20年間で21名もの死者が発生していた。

どうしてこういうことが明らかになったかということ、これは1996年、オウム事件の捜査で忙しかったときに、このうちの死者の1名が発生しました。それを警視庁が業務上過失致死の捜査をやっている暇がなかったのでしょうか。一酸化炭素中毒死を心不全ということで遺族に伝えていた。それが最近になってわかって大騒ぎになりました。そして、マスコミがいる調べたところ、同種の給湯器による事故が20年間21名もの死者を生じさせていた。それによってパロマに対する大変なバッシングが起きました。それがこのような結果をもたらしました。売上高の大幅な減少、パート・アルバイトはほとんど解雇せざるを

得ない状況。製品の無償交換で200億円もの広告宣伝費を費やすことになった。さまざまなことで、パロマはまさに企業としての社会的信用を完全に失墜するという事態になりました。

(パワーポイント)

問題はなぜパロマという会社がこのようなとてつもないダメージを受けたのか、何が悪かったのかということです。コンプライアンスを法令遵守に置きかえて考える人たちは、当然このような企業不祥事が起きたら法令遵守がなくてなかったとか法令遵守が徹底されてなかった、だからこういうことになったのだといたいところだと思うのですが、パロマには今のところ何一つ違法行為は明らかになっていません。それどころか、この21名の死者が発生するたびに警察は業務上過失致死で捜査をし、そして被害者の遺族の側から民事訴訟が提起されたりして法的責任の追及の動きが起きています。しかし、パロマはそれに対して常にベストの万全の対応をして、いずれも刑事、民事の責任を回避しています。和解金を支払ったケースが何件かある程度です。いうなればパロマの法令遵守は万全だったわけです。

では、なぜパロマはこんなことになってしまったのか。もう1つの見方はこれだと思います。問題が表面化したときにマスコミ対応を誤った。このマスコミ対応の誤りはこういうことです。表面化直後は不正改造が原因だ、パロマ側には問題ないといっていたのに、4日後にメーカーとしての責任を認めて謝罪した。こういうやり方は不誠実だということで激しい社会的非難を受けた。そういう対応の誤りがまずあったのだと指摘する人もいるかもしれません。

しかし、ここでこの上のこととの関係を考えてみたいと思うのですが、パロマは20年にわたってこういうことを言い続けてきたわけです。不正改造が原因だと。そして、その結果、民事、刑事の責任をすべて回避してきたわけです。そういうパロマがある日降って湧いたように批判にさらされたときに、20年間とってきたスタンスを一日で突然変えられるものかということです。右バッターボックスで20年間3割を打ち続けてきたバッターが、たまたま外野の守備位置が左に寄っているからといって、突然左バッターボックスで打てるか。これはなかなか簡単ではありません。むしろパロマの問題はこの時点の問題というよりも、もっと根本的な問題だったというべきではないか。少なくとも法令は何一つ事故が防止できなかったということだけははっきり言えます。

なぜそれでは法令が事故を防止できなかったのか。その点に関しては経産省の内部での組織のすきまの問題とか、そもそもこの問題がガス給湯器のメーカーとガス会社、修理業者、三者の責任のすきまに入り込んでしまう問題だとか、いろいろな問題があるのではないかと思います。そのような問題が法令による解決を妨げてしまったわけです。

(パワーポイント)

それでは法令遵守ということから離れて、先ほど来いっておりますそういう根本的なコンプライアンスの考え方を前提とした場合に、このパロマのやってきたことをどのように評価すべきだろうか。

1つそこで重要なことは、パロマはこのようなキャッチフレーズを掲げていたということです。「25年間1,200万台以上、不完全燃焼無事故の安心給湯器」、これを方針の明確化ということから考えてみますと、表面的には安全重視の方針を立てていたということにな

ります。しかし、実際の組織の対応というのは、警察から照会を受けても、そのたびに事故情報は上層部に報告されなかったということです。

では治療的コンプライアンス。何か問題が発生したときにそういう問題が二度と生じないようにするという努力が行われてきたかという、修理業者による不正改造が原因だということで、パロマ自身として自分がつくった製品から危険が生じることを防止するための根本的な措置は何もとらなかったわけです。そして、問題表面化後は先ほどいったような対応をとりました。これはまさしく法的責任の問題にこだわり続けたため、社会的責任がパロマに対して非常に大きな形でしかかっているという急激な状況変化に気づかなかったというところに根本的な原因があるのではないかと思います。

そして、何より根本的な問題というのは、このパロマの事例から明らかなのは、安全ブランドというのが1つ間違えると逆に大きな副作用を生じさせる場合があるということではないかと思います。25年前にこの給湯器の安全装置、不完全燃焼防止装置をつくったとき、このパロマの装置は非常に画期的なものだと評価されました。そういうものを開発する企業としての姿勢は非常にすばらしかったのだと思います。それによって安全ブランドを確立していこうという意欲、意思が非常にパロマにあったのだらうと思います。

ところが、そのような機器を開発して5年間無事故が続いた。そこで安全ブランドを確立したと思い込んでしまった。それが逆に安全でなければならないという安全の「法令化」という状況を生じさせてしまった。結局、安全ブランドというのは、組織としてのセンシビティがあって初めて方針として十分機能する。センシビティを欠いた安全ブランドというのは、逆にそれが恒例化してしまって組織にとってマイナスに働くことがあるということはこの事件は示しているのではないかと思います。

(パワーポイント)

このように考えますと、まさに企業というのはニーズに応えただけではなくて、様々な環境への対応を求められているというのが実情ではないかと思います。ここでの環境というのは自然環境だけではありません。様々な要請が働いている企業が生息している環境です。そのような環境が急激に変化しているというのが今の経済社会で、そういう急激な環境変化に企業は適応していかないといけない。その適応のための手がかかりとなるのがこの法令ではないかと思います。法令はそのものをみていくことではなくて、環境と環境変化を知るための手がかかりだと理解すべきではないかと思います。

(パワーポイント)

ということで、これまでの一般論を前提にして、それではそういうコンプライアンスの考え方を今回の環境管理問題、公害防止の問題にどのように結びつけて考えるのかということについての一般的な話だけをしたいと思います。

まず、公害問題をめぐる一般的な状況。これは最近では30年代から40年代と違って公害自体が大きな社会問題になることは少ないということではないかと思います。最近問題になっているのはアスベストなどのような非定型的な公害の問題。それはそのような問題がどんなダメージを引き起こすかということについてのセンシビティで解決すべき問題ではないかと思います。それから地球規模の環境汚染の問題、もう一つは産業廃棄物の処理問題というような問題が深刻な企業不祥事に結びついているということではないかと思います。

産業廃棄物の処理問題というのは、その特徴として企業活動の現場と実際に汚染が生じている現場との間に距離がある。だから企業としてはなかなか現場の汚染を目にみえた形で感じにくい。その分が外の業者とか外の機関とのコラボレーションによって解決しないといけないという問題ではないかと思います。深刻な環境問題というのはむしろこのような問題であって、昭和30年代や40年代に起きたような公害は目の前で現実のものとして感じられないというところに今回の問題が発生した一つの遠因もあるのではないかと思います。

それでは、公害防止という問題と若干切り離れた観点から環境管理自体をどう考えていくのかということなのですが、なぜ環境に関する汚染のデータについての正確性が求められるのか、そこを根本的に考えていかないと、こういう問題に対する企業の対応に関して何を社会的要請として感じていくのかということが明らかにならないと思います。それは結局のところ、排出に関する記録に関して正確な記録が行われていることによる安心の確保ということではないか。安全、安心という言葉を並べて考えた場合は、安全ではなくてむしろ安心にこの場合は社会的要請があるのではないか。だからこそ事業活動による環境負荷についての記録の正確性が求められているということがいえるのではないかと思います。それは最終的には健康被害が顕在化するというようなこととはちょっと次元の異なった、まさに地球環境に対して事業活動がどのような影響を及ぼすかというような観点をもって考えていかないといけないのではないかと思います。

(パワーポイント)

ということで、環境管理問題について企業のコンプライアンスとしてどのように対応していくのか。

まず、環境管理を適正に行うことに関する社会的な意義を再確認しないといけないのではないか。

そして、組織体制の構築というのを、先ほど申しましたように上から下への流れと下から上への流れの両方から考えていくこと。

それと同時に、今回も6つの事例が報告されておりますが、そういう問題になっている事例について真の原因究明を行う。データ改ざん問題であれば、どのような経過で事実が発生したのか、その改ざんの動機はどういうことであったのか、なぜ長期間発覚しなかったのか、そのようなことを総合的に検討することを通じて本当の問題を解明し、そしてそれが先ほど申し上げたコンプライアンスの5つの要素の全体にどのようにかかわっているのかということを通して環境管理問題とそれに関する企業のコンプライアンスを高めていくということが必要ではないかと思います。

以上です。

石谷座長　　どうもありがとうございました。

予定時間よりちょっと遅れておりますが、今のお二方の御説明について、内容にしましてはまたこの後引き続き同様な議論が予定されておりますので、御質問に限って何かございましたら。　どうぞ、新美委員。

新美委員　　郷原委員の報告についてお伺いします。非常に興味深いお話だったのですが、一つ気になりましたのは、委員のとらえられている法令というのはどのレベルのものをとらえているのかよくわからなかったのです。要するに規制的なものを法令としてとら

えられているのか、制定法一般をとらえられているのかよくわからない。制定法一般でしたら憲法から個々の取り締まり法規までいっぱいあるわけなので、そうするとこのお話は根底から崩れるのかなという気がしたものですからお伺いします。

郷原委員　今日は時間の関係で最終的に法令と企業活動とをどのように考えるべきかというところを省略したのですけれども、最終的には、それでは社会の要請をどのようにして知っていくのかというところが一番重要な問題になるのだと思います。そのときにはまたその法令に返らないといけない。法令の背後にあるその社会的要請、趣旨、目的を明確に認識して、法令もたくさんあります。法令は企業にとっても社会にとっても、いろいろなものが本来体系化されていけないと思います。そういった法令の体系の中で何が社会の要請かということを根本的に考えていけないといけない。そのような実質的な考え方をしないと、恐らく今の急激な社会の環境の変化の中での本当の社会の要請を知っていくことができないのではないかと思います。

その社会の環境、状況によっては法令が完璧にでき上がっていて、それへの対応さえ考えていれば、別にそれ以外のことを何一つ考える必要がない、そういう社会もあり得ないわけではないと思います。しかし、今の日本の経済社会の状況と日本の司法制度、日本の法令の機能ということ全体を考えた場合には、法令に頼るとか法令を単純に守っていくということよりも、その背後にある社会の要請など、もっと実質的、根本的なものを直視していかないと本当の意味で社会の要請にこたえていくことにならないのではないかと、基本的にはそのように考えております。

新美委員　ちょっと私はよくわからなかったのですが、例えば民法を例にとりますと、民事責任を課すためには、合理的な人としての判断を誤ったときに、過失があるとして責任を課すわけです。そうしますと、ありとあらゆる状況に対応して、ある意味でリーズナブルな判断をなささいということを要求しているわけですが、そのことと郷原委員のおっしゃった社会的要請をきちんと守るんだということがどういう関係に立つのかということがよくわからなかったのです。

郷原委員　先ほどお話ししたパロマの事例で考えてみれば一番わかりやすいのではないかと思います。パロマに対しても民事責任の追及の動きというのはいくつもあったわけです、刑事責任の追及もあわせて。しかし、パロマだけで考えた場合の民事上の過失責任という観点から考えると、判決で賠償を命じられるところまではなかなかいかないわけです。それはさっきの話の中では省略しましたが、さまざまな立場の業者の責任のすきまの問題もあります。

しかし、根本的に考えた場合に、やはり自社の製品によってあれだけたくさんの死者が出ているという現実に対してどう対応すべきなのかという問題は、民事責任の範囲を超えた問題なのではないかと思います。その民事責任の範囲だけで世の中のすべての問題を解決すべきだというのも一つの意見、方向性だと思いますけれども、少なくとも今の日本の社会ではそうではなくて、パロマのような事例が起きるわけです。それはそれで一つの社会的な考え方として成り立っているということではないかと思うのです。それは民事責任のあり方の問題でもあると思いますけれども、社会の動向を考えてきた場合に、それは現実として受けとめないといけないのではないかと。というようなところですね。

石谷座長　よろしいでしょうか。この問題は、後ほど今後の検討の中にまた出てくる

と思います。ほかに関連する御質問はございませんでしょうか。

もしなければ1つだけ関澤委員に伺いたいのですが、いろいろな環境に対する対応の委員会なり活動と同じような話が当然安全の問題でも出てきていると思うのですが、組織的にはこれは全く別のものが動いているのか、あるいは同じような形で並列に動いているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

関澤委員 その都度いろいろ見直しをしていますが、環境と安全は企業にとってすべて大事なことです。製鉄所においては基本的には製鉄所長の責任のもとに全部みています。全社的には組織的に分けていまして、環境は私が担当していますが、安全は他の副社長が担当しています。しかし、実際の取り組みは、例えばさっき環境経営委員会と申し上げましたけれども、この中には技術の副社長、あるいは技術開発を担当している副社長もいるのですが、この安全担当を含め関係する全員が入っています。その下の常務も入っています。安全の場合は課題ごとに委員会がありまして、その中には環境関係を一部担当している役員が入ることで、委員会組織的には環境と安全の両方が一緒になって進められるような形を常に担保しています。情報はいつも共有化するというにしています。

石谷座長 そうすると、考え方とか対応の仕方はかなり類似したところがあって、委員会としては一応2つはあるけれども、実際には非常に連携している、そのように理解すればいいですか。

関澤委員 そうです。実務上は連携している、このように考えていただいて結構です。

石谷座長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、まだ御質問があるかと思いますが、時間が押しておりますので次の議事に移りたいと思います。論点整理について事務局から説明をお願いいたします。

論 点 整 理

山本環境指導室長 それでは、お手元の資料4をごらんください。「環境管理における公害防止体制の整備の在り方 論点整理ペーパー」というものでございます。

このペーパーは、第3回までに提示させていただいたペーパーに、その後の各委員のいろいろなご意見、あるいは我々の方から関係の工業会、いろいろな実態の調査などをいたしまして、そういう情報を盛り込んだ形で再整理をしたものでございます。

構成は4点、「検討の視点・背景」「問題の所在」、それを受ける形で「総論」としての方向性、そして「各論」の具体的対策、この4部構成にしているものでございます。

それでは、1枚おめくりいただければと思います。まず2ページ目は「論点整理1」として「検討の視点・背景」ということで、今なぜこの検討が求められるようになったかということをお今の時点で再整理をさせていただいております。

冒頭に書いてありますところは、公害防止の管理者制度、法律が一定の成果を上げてきている中で、(1)にありますように、最近の企業を取り巻きます環境問題、公害問題というのは大きく変化してきています。その中で、先ほど郷原先生の話もありましたように、いわゆる公害問題の重要性といいますが、取り組みが相対的に低下しているのではないかと考えられます。そういう中で、今般公害防止に係ります不適正事案が幾つか発生したと

いうことでございます。これは単に環境への悪影響ということだけではなく、企業への社会的信頼の失墜、あるいは地域社会との大きな問題といったさまざまな問題を発生したと
いったところの認識でございます。

一方、(2)の「企業の社会的責任の高まり」ということで、先ほどの郷原先生のお話にも
ありましたように、企業は単に法令遵守ということだけではなく社会的責任を果たすとい
う立場からさまざまな取り組みが求められているといった状況でございます。

次の3ページ目でございますが、(3)としまして、今般この不正事案が発生したとい
うことを1つの背景としまして、公害防止を中心とした環境管理のあり方の再点検をする
といったものでございます。その際の視点は、昭和46年にできました管理者法の趣旨、す
なわち下の四角の中にもありますように、元来は事業者の自発的な意志に基づいて公害防
止に取り組むという形の制度であったわけでございますが、やはりこの原点に立ち戻って
検討していくことが必要だろうという認識でございます。

3ページの下には「目的及び留意点」ということで書いてございますが、今回この検討
会ではこういうさまざまな環境変化、あるいは不正事案を踏まえまして企業における環
境管理の望ましい方向性を示す指針をつくり、それを公表していくということとにかにその
実効性を担保していくかといったことが課題だと認識してございます。

次の4ページ、5ページ目、「問題の所在」といったところでございます。この表は、
今回不正の事案がありました6件についての概要を載せているものでございます。これに
つきましては第2回の委員会でも詳細をご説明いたしました。それぞれの事案ごとに問
題事案とその主な原因、これは各当該企業の報告書から抜粋したものでございますが、
それに対する処分というような形でまとめをさせていただいているものでございます。

次の6ページ目からは、こういう不正事案を1つの契機としまして、環境管理を取り
巻く状況がいろいろ変化をしていて、今日的な意味でどうあるべきかというところの議
論を展開していきたいと思っております。

1つの背景要因としまして、これも第2回目の委員会で提出しましたが、企業を取り
巻きます環境問題の変遷、昔の公害問題から都市公害の問題、最近では地球環境問題とい
う企業が取り組むべき環境問題が大きく変わってきているという状況を示している
ところでございます。そういう中で「公害防止に対する重要性の認識」が相対的に低下
してきているのではないかと1つの仮説を立てたところでございます。

7ページ目以下に、今回の事案も踏まえまして望ましい環境管理を考えていく上で企
業を取り巻く環境管理に係ります問題、さまざまな構造的な要因が発生しているのでは
ないかと推察しております。7ページの右側のところは、不正事案でいろいろ発生いた
した不適切な様々な行為、改ざんという一番大きな問題をもたらす要因となった環
境管理のほころびのような様々な事象が生じているわけですが、そういう事象を踏
まえまして、左側の「背景・動機」、「体制・仕組み上の問題」という形でそれぞれ
3つずつの視点で整理をしてございます。その具体的な内容が次の8ページ目以降
でございます。

まず、1つは「背景・動機」の観点から3つの視点で整理をしてございます。

1つは、公害防止業務に関連いたします重要性が経営のトップから工場、現場に
至るまで認識が低下してきているのではないかとございまして、先ほど御説明があ
りましたが、最近の公害問題というのは、設備も十分導入されておりまして、
現在の対策とい

うのは、むしろそれをいかに維持管理していくかといったところに重点が置かれている点でございます。しかしながら、この維持管理というのはややもすればルーチン化をしてしまうということで、必ずしも重要性が明確でないと、それを担当する人あるいはトップの意識が低いと当該部門の意欲が低下するというような問題もはらんでいる問題だと思っております。

最近起きましたこの事例をみましても、そういう重要性に対する意識が徹底せず、結果的にデータ改ざんをもたらしたと考えられるところでございます。したがって、こういう公害問題が一度発生しますと大変な社会的な影響が及びますし、企業自身としても大きな損失をこうむるということになりますので、この公害防止関連業務の重要性を経営層は再認識していただいて、全社的な取り組みを再確認し、具体的な対策を実行する、こうすることが課題だろうと思っております。

2つ目は、「工場における環境法令・公害防止協定に対する重要性の認識の低下」ということでございます。会社の中での公害問題に関する重要性が相対的に低下しますと、法令を遵守しなければならないという認識が全社的にも低下していくのではないかと考えられます。特に本来責任ある立場であります統括者などの業務を実際の不正事案に照らしてみますと、本来求められるべき業務が十分果たされていなかったというようなところも散見されるところでございます。したがって、こういう公害問題の重要性を再認識するというのは当然ですが、それに加えて公害管理を行います組織の問題、管理者の確保、あるいは配置という組織体制の問題の再点検が必要であろうと考えられます。

それから「自治体・周辺住民とのコミュニケーション」の問題でございます。これは大変重要な課題ではありますが、最近の不適正事案をみますとコミュニケーションが必ずしも十分ではなく、むしろコミュニケーションの不十分さのゆえに、問題が起きますと逆に隠蔽をしてしまうという要因になったのではないかと考えられます。そういう観点からは地方自治体あるいは周辺住民とのコミュニケーションの場をきちっともって、日ごろから信頼関係を構築していくといったことが課題であろうと思っております。

9ページ目は、企業、組織としての「体制・仕組み上の問題」でございます。ここでは幾つか分けてございますが、1つ目は「公害防止を中心とした環境管理体制」、特に組織の問題といったことでございます。この重要性が社内で低下してまいりますと、公害関係の業務体制が弱体化いたしまして、例えば公害防止管理者の必要員数が十分足りていないとか適正に配置できていない、場合によっては特定の担当者に業務が集中する。不正事案をみましても、1人の担当者にすべてを任せてしまっている、このような状況になっております。したがって、企業体制そのもののあり方という問題として、再度、組織の再構築という観点からの検討が必要だろうと考えられるところでございます。

2つ目が、管理体制のうち、特に「予防的対応」という問題でございます。工場を操業していく上でさまざまな環境データが出てくるわけでございますけれども、本来でありますとこれをきちっと把握し、その動向を把握し、問題である予兆があるかどうかといったことを手がかりとしてきちっと対応していくことが重要でございます。そして、問題が生じそうな場合については、それを上司に報告するなどしまして適切な対応をしていくといったことが重要でございますが、今般の不正事案をみますと、こういった方法が必ずしも十分とられていなかったといった問題があります。したがって、こういう公害問題の

発生を未然に防止する予防的対応という観点から、データのきちとした把握、評価、さらには上司などに連絡するなどの体制の整備といったことが課題であると考えております。

次が「危機管理対応の問題」ということでございます。いわゆるトラブル、事故などは、設備面と人によるヒューマンエラーの両方の問題がございます。特にヒューマンエラーというのはどうしても不可避免的に起きざるを得ないということも当然あるかと思っております。そういう意味ではトラブルを起こしてはいけないわけですが、一たびトラブルが起こりますとさまざまな問題が生じてまいります。したがって、トラブルは起き得るということを前提に、これに対する危機管理を日ごろからきちとやっていくということが必要になってくるかと思えます。特に異常が発生いたしました場合の連絡体制、あるいはその対応策を検討する責任と権限、そういったものを明確にしていくということが大きな課題であろうと考えられます。

次の10ページ目でございます。もう一つの大きな問題は会社組織を支える人の問題でございます。公害問題にきちと対応していくためには、それなりの知識、経験、能力が必要でございますけれども、人はどんどんかわってまいりますので、その人材の確保、人材の能力向上という観点からの教育が大変重要であると考えられるところでございます。特に今回の不正事案では、そういう経験が不足して、優秀な人材が十分配置されていなかったというのも1つの原因とされているところでございます。

それから「公害防止設備」、これはハードの問題でございます。この設備をきちと維持管理をし、必要な公害防止設備を維持、更新していくというようなことは大変重要な課題でございます。

今般の不正事案では、本来きちとメンテナンスをすべき測定器がきちんと働かなかったというような問題もございます。したがって、人の面に加えて設備の面につきましても明確な方針のもとでこれを点検、維持していくというような体制が必要であろうかと考えられます。

そういう根本的な課題を整理いたしまして、次の11ページ目は「望ましい環境管理体制の構築に向けて」といったことで、この対応策、方向性をまとめさせていただいたものでございます。ここでは「実効性の高い環境管理体制に求められる『全社的環境コンプライアンス』」ということが掲げられております。先ほど郷原先生からもご説明いただきましたような考え方を少し参考にさせていただいておりますが、特に企業の環境問題というのは、これを社会的な要請としてきちと対応していくというのが基本だろうと思っております。そして、先ほどの事案からみましても、構造要因として分析したところによりましても、公害問題に対する重要性、すなわち経営の方針が必ずしも明確でなかった、あるいは組織上の問題、組織の内部のシステムの問題、こういったさまざまな課題を整理しているところでございます。

したがって、私どもとしましては、このための対応の方針としまして、真ん中に書いてございますように、環境管理に関します方針を明確化し、そのための組織をきちと構築する。そして、この環境問題、公害問題に対応するためには、常にその状況を把握し、問題が生じないように事前の対策をきちと実施すること。

4番目に「事後的取組」と書いてありますが、そうはいつでも必ず事故というのは起こり得る可能性が十分ありますので、そういう問題点があった場合についてはそれに対処で

きるような責任と権限体制をきちっと明確にしていくということ。

5番目に「関係者との連携」と書いてございます。企業は地域社会との協働で生きているわけですので、地方自治体、地域住民との信頼関係を構築し、そこから社会の要請として何が求められているかということも常にウオッチをしていくといったことも当然必要であろうと考えます。こういう5つの方針が重要であると考えております。

次の12ページでございますが、これを工場・事業所、右上にありますように経営者、それを補佐する本社・管理部門という企業内の組織、そして投資家、地方自治体、地域住民といったような方々との利害関係者との関係の中で整理をしたものでございます。経営者は先ほどいいました経営方針を明確化し組織全体を構築する、工場・事業所はそれを実践する場として整理をさせていただいたところでございます。

13ページは、その中で特に公害関係に中核的な役割を果たします公害防止管理者、統括者などの役割を再認識し、特にこの役割を担う必要な人員の配置が大変重要だろうと考えているところでございます。

14ページ目は、単に組織をつくるだけではありませんで、それを実効ある形にもっていくといったことでございます。先ほどの5つの方針の明確化、組織をつくる、予防的対応、事後的な取り組みをやっていくというPlan、Doのところは当然必要でございますが、それに加えて、それがきちっと動いているかどうかをチェックする監査、それを改善していくマネジメントレビュー、こういうPDCAサイクルを実効ある形で回していくということは当然重要でございます。もちろんこのPDCAサイクルというのは工場単位で行う場合もございまして、あるいは全社で行う場合、さまざまな立場の形でPDCAサイクルは回されるべきものと考えられております。その中でISO14001というのはそういう具体的な基盤を提供するものという形で位置づけられるものではないかと思っております。

4としまして「【各論】取組の在り方」ということで、「工場・現場による取組」、「本社・管理部門による取組」、「従業員教育の在り方」、「利害関係者とのコミュニケーションの在り方」、こういう方針のもとで具体的にどう取り組むべきかという対応策をまとめましたのが15ページ以下のものでございます。

16ページ以下をみていただきますと、ここでは「工場・現場による取組」ということで書いてございます。全体的にいえることでございますが、幾つかの方針を書いてはございますけれども、やや抽象的な骨のような部分しか入れておらないところがまだ多数ございます。今後の取り組みとしまして、私もこの内容をさらに充実させていきたいと思っておりますが、現時点でご紹介したいと思っております。

まず、「工場・現場による取組」として「予防的な環境管理体制の整備と実施」ということで、この中でも幾つかの体制がありますが、1つは公害防止管理者の責任と役割を再確認し、そして工場としての環境方針を策定し、関係部局の役割の明確化、指揮命令系統の再確認、こういう体制をつくるということと、こういう環境データに関しましては測定する部門、評価する部門、役割分担をきちっと明確にしまして、それが適正に評価できるような仕組みをつくる、そういったことが重要だろうと思っております。

17ページ、特にデータに関しましては担当者1人に任せないとか、先ほど郷原先生から下から上司への情報の流通が重要であるということがありましたけれども、生産の現場から必要な情報が届くような仕組みを構築していくことも大変重要だろうと考えております。

特に工場だけではなく、本社の環境管理部門との連携を図りながら、さまざまな問題についての認識、協議を図っていくことも重要だろろうと思っております。

18ページ目でございます。「異常発生時の対応の整備」ということで、これは危機管理の問題でございます。一たびトラブルが起きた場合のことを想定しまして必要な体制を整備していくということ。あるいは、次に「環境管理手順の明文化と業務の記録・保管」ということで、マニュアル化によりましてきちとした形で業務ができる体制をつくっていくことが重要であります。

次に「関係会社・委託先」と書いてございますが、これらについては近年、第三者、外部に業務を委託するケース、あるいは関係会社が多数にわたることがございますので、本体の工場のみならず、こういう関係会社、委託先などとともに環境管理が十分機能する、そういったことを目指すべきだろろうと考えております。

19ページ以降が本社の環境管理部門における取り組みといったことでございます。特に「本社・経営層」と書いてございますが、経営トップを初めとしまして、環境問題、特に公害問題につきましては企業の大きな経営リスクという観点から、リスクマネジメントの観点から取り組んでいただくことが重要だろろうと思っております。特に公害防止の資格者を初めとしました人の面、予算の面、そういったものを適切に配分するというのも、本社・経営層の役割だろろうと考えます。

20ページ目でございます。本社・環境管理部門の役割として、それぞれ各工場できちとした対応をとっていくことは当然必要でございますが、各工場のみならず、各工場を含めました全社的なリスクの把握、あるいは対処のための仕組みを自らつくっていくことも重要でございますし、あるいは本社の管理部門として工場に対するチェック、監視体制の整備をしていくということが当然重要だろろうと思っております。

21ページ目以降は「従業員教育の在り方」ということで「真のコンプライアンス教育の実施」といったことでございます。環境法令は非常に多岐にわたりますので、こういったものをきちと理解をしていくための教育というのは当然必要でございますが、その場合、単に法令の遵守すべき事項だけを学ぶのではなく、環境法令の背後にあります社会的要請は一体何か、そういったところに立ち返った教育が大変重要だと考えております。

2つ目は「環境管理に係るノウハウの継承」ということでございますが、これは団塊の世代の退職によりまして貴重なノウハウを失うことがないように、その継承を図るような体制が必要だと考えられます。

それから、公害防止管理者の資格につきましては、これの絶対数が足りないという話もありますので、これの資格取得を推進するようなこと、あるいはその研修を行うということが重要でございます。特に一番下に書いてございますのは国の対応として、これからの検討課題ということで示してございますが、公害防止管理者制度を所管する国の立場としまして、一度資格をとった方々への再講習の制度といったものについても検討していくことが必要だろろうと考えております。

22ページは、「利害関係者とのコミュニケーションの在り方」について、行政、地域、関係会社、この3つで整理をしてございます。特に行政につきましては常日ごろからコミュニケーションを図ることが大変重要でございますが、特に平常時と異常時におけるコミュニケーションの方策をきちとつくっておくことが必要でございます。平常時におきま

しては日ごろのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築していくというのは当然でございますが、異常時におきましては、さまざまな環境問題、実際に大きな問題の起きる可能性もございますので、こういった形で連絡をし、対策をするのかというコミュニケーションの方法を常日ごろから明確にしていくことが重要だろうと思っております。

一方、行政側、これは地方自治体側ということになってくるかと思えますけれども、地方自治体の目からみて企業との間のコミュニケーションを通じまして当該企業の組織体制、あるいは公害防止の対応がどうなっているかといったことを常に把握をしていただいて、その指導にも当たっていただく、そういう双方向のコミュニケーションというのは大変重要であろうと考えられます。

それから「地域とのコミュニケーション」、これは主として地域住民の方々ということでございますが、工場の情報をできるだけ公開いたしますとともに、工場見学等によりましてコミュニケーションをきちっとやっていくということ。それから、日ごろさまざまな苦情などございますが、そういう細かいことに対してもきちっと対応するということが信頼関係をつくっていく第一歩になると考えられます。そういった対応も重要かと思っております。

最後に23ページです。「関係会社・取引先とのコミュニケーション」ということでございますが、先ほど申しましたように、関係会社が大変増えてきているという状況の中で、環境管理が一体的に行われるようにそれぞれの方針を明確にし、そして各関連会社の状況についての報告を求めるなど双方向のコミュニケーションが重要だろうと考えてございます。

以上説明いたしましたように、この対策は基本的なところを書いただけでございますが、特にこの資料の中に「優良事例にみる実践上のヒント」というのが色枠で困ってございますが、このあたりは個別の企業、あるいは工業会などから優良事例をたくさん集めまして、ガイドラインとしてより具体的になるようにさらに改善していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

4. 自由討議

石谷座長　　どうもありがとうございました。

それでは、自由討議に入らせていただきます。ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、自由に御意見、御質問をいただければと思いますので、名札を順に立てていただきましたら指名させていただきます。

関澤委員　　少し気がついたところをいくつかお聞きします。

まず、基本的なところの用語の使い方、この検討会というのは「環境管理における公害防止体制の整備の在り方」という言い方になっているのですが、例えば論点1の背景のところ、「公害防止を中心とした環境管理の検討」というとぐっと広がってしまう感じがするのです。「公害防止に係る環境管理」という言い方だったらまだわかると思うのですが、言葉の使い方を1回チェックされた方がいいかなというのが1つ。

それから、2ページ目の(1)の4～5行目のところの「公害防止の重要性に対する認識

が相対的に低下している」、こういうことがいろいろなところに出てくるのです。必ずしも重要性の認識が企業においてどんどん低下しているということではなくて、規制とか法令とか、いろいろなことがどんどん先に進んでいく、そういうところに必ずしもスピードが追いついていないというところがあるのではないかと思います。必ずしも低下低下ということではどうもないのではないかと。認識は一生懸命しているのだけれども、法的な社会的な要請の変化のスピードについていけない、そういうところが現実にはあるのではないかという感じがします。環境防災関係、公害関係、こういった仕事量は非常に増えておりまして、これは必死になって常に追いかけているというのが実情ですので、実態感覚からいくとちょっとそういう感じがあるのかなという気がします。

石谷座長　どうもありがとうございました。

関連した御質問、どうぞ、井口委員。

井口委員　私も議論のスタート点を「公害防止の重要性に対する認識が相対的に低下している」というところからスタートするとちょっと違うのではないかなという感じがします。企業の皆さんは決して公害問題に対して認識が下がっているという感じはしていないと私はいえると思うのです。

ただ、かつて公害問題ということに一生懸命取り組んでいた時代と比べると、現在の企業を取り巻く環境が大きく変わっている。つまり、例えば産業によっては当時の従業員数が現在は半分になっている、当時ハードコピーでいろいろな情報を流していた環境が、今は端末でたたいてそのままどこからどこへ情報が流れる。いろいろな業務の環境が大幅に変わってきた。そのことに対して昔は人がそれぞれ業務をオーバーラップしながらカバーしていたところが現在はカバーできなくなりました。業務のやり方が従来のまま、あるいは従来を少し改善したのだけれども、事業の実態がもっとそれ以上に変わってしまっていて、そこにギャップがあるために結果的にいろいろ規制値、あるいは法令の遵守という問題　ちょっと狭い意味合いでとらえていますけれども、できないという実態が出ているのではないかという感じがするのです。ですから、その辺のところをきちっと原因は何なんだというところを把握しておかないと、後のこういう対策でというところが少し変わってくるかなという感じがします。

石谷座長　ほかに関連する御意見。　それでは新美委員、どうぞ。

新美委員　私は今の発言について半分賛成なのですけれども、半分疑問を抱きます。というのは、データの改ざんというのは最も悪質なケースなのです。これをもってして公害防止の重要性に対する認識の低下がないとは決していえないのではないかと思います。ですから、このことをどうきちんと受けとめるかというのを忘れてはいけないのではないかと思います。

石谷座長　小島局長、どうぞ。

小島産業技術環境局長　今の2点の指摘、最初の「環境管理と公害防止」というところは、この議論の深まりの中でどういう整理をするかということで考えたいと思っております。確かに用語に若干混乱があるのです。広げようか狭めようかというのを我々も迷っているものですから、用語に若干混乱があるし、これまでの4回の議論の中でも行ったり来たりしていると思っておりますから、その議論の中でどういうところに重点を置いていくかということで、この用語の整理は最終的にしたいと思っております。

それから、2点目の今3人の方から御議論があったところですが、この点が一番重要なので是非議論を更にしていただきたいのですが、私も2回目に発言したように、この公害防止管理者制度の原点からすると、最近起きている事象は、スピードの問題とか対応が大変になってきたという問題よりも、公害防止問題に対する意識の問題は非常に大きいのではないかと思います。30年前に比べると公害防止対策に対するハード、ソフトの対応は非常に進んできて、人間の力わざでやらなければならない部分は非常に小さくなっていて、確実に意識をもってやろうとすれば非常に網羅的かつ欠陥なくできるのではないかと、そういう時代になったのではないかと思います。その一方でデータ改ざんを始めとするこういう不適正事案が起こるといのは、どこか単なる体制の問題とかスピードの問題ではなくて、意識なり、こういう問題に対する認識の問題じゃないかということで、我々はその問題意識を置いているので、この点は是非御議論をいただきたいと思います。

石谷座長 どうもありがとうございました。最初の点は、今後方向が定まったところで再度まとめたときに考えていただくということによろしいでしょうか。

2番目の点に関しましてはいろいろ御意見もあるかと思えます。最初にお断りしておけばよかったのですが、ここにいらっしゃる委員の方は、特に企業代表の委員の方は優良企業の代表でいらっしゃいますが、ここで出てくる事例は非常にまずい事例と思えます。ですから、一般論と御自分の周辺とは一応区別してお考えいただいて、ここでは一般的な話も含めて検討することが適切かと思っております。このあたりに御自分の周りの状況と多少のギャップがあっても、それは世の中で一般的に考えられている状況を考えていただければと思っております。

この辺につきまして、特に郷原委員はいろいろ御意見があるかと思えますので、もしできましたら是非この点に関する御意見を伺えたらと思えます。

郷原委員 先ほど「方針の明確化」というところで述べましたけれども、その組織が置かれている環境とその組織の実情等に応じた方針でなくてはいけない。その方針がまず出発点となってさまざまなコンプライアンス対応が行われていくということだと思っております。ですから、最初に関澤委員からお話があった新日鐵の取り組み、本当にすばらしい取り組みだと思っておりますけれども、恐らくもっともっと小さい規模の企業が同じようなやり方をまねたとしても必ずしもいい結果は出ないかもしれない。その個別の事情に応じたコンプライアンスでなければならぬと思えます。このガイドラインはある程度いろいろな規模の企業に適用できるものでなくてはならないのだと思えますし、その辺のバリエーションは最初から考えておかななくてはならないのではないかと気がいたします。

石谷座長 どうもありがとうございました。

今の件、よろしいでしょうか。

岩淵委員 公害の質の変化によって認識が変わったというのは私が最初の方に少しいわせていただいたのですが、先ほどの郷原委員の報告の中にも人の注意力に限りがあるという説明があったと思うのです。昔の公害というのは基本的な問題を中心に対応していればよかったものが、法律がいろいろ広がってきたことによって注意すべきところが多くなったというのが1つと、先ほど局長の方からも話がありましたけれども、いろいろ対策が進んだことによって、放っておいても何とかなるといようなところが1つ。

それから、公害という問題に対する評価が、例えば硫酸化物の環境基準も十分に達成

してしまっているとか、NOxの問題にあるにしても、移動発生源でございますよという
ような評価があったりすると、固定発生源側からみると少しぐらい出ても、つまり昔の公
害のようなイメージがなくなってきたのではないかなという印象を私ども行政としては少
し持っています。

それから、これは恥ずかしいのですが、夕べ帰宅した際、玄関から居間へ行ったら、う
ちのかみさんが「花が置いてあったのに気がついた」、「どこにあったの」というやりとり
がありました。実際には玄関へ入って真正面に大きい花があったわけですが、目に入って
いなかった。つまり日常の行動の中でちょっとした変化について気をつけるという意識が
少しずつ薄れてきている。つまり公害防止関連業務について何が重要かという認識が、2
ページに書いてあるとおり相対的に低下し、注意力がそちらの方に向かなくなってきてい
るのではないかということで、私どもからするとこの表現で特段問題ないのかなと感じて
おります。

石谷座長　　どうもありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

主体によって随分違うということと、今回いろいろ問題になった原点の話に関しては今
まとめていただいたような傾向があるということで、表現はまた最後に気をつけますが、
一応こういう視点でスタートするというところでよろしいでしょうか。また最後の文章の検
討のときには議論していただきたいと思います。

今話題になる環境問題はCO2の削減といった非常に解決困難な課題が出てきて、昔は
考えてもないような話が環境問題として最初に議論されます。しかもそれはコストもか
かるし非常に重要かつ広い範囲の行動が関係する話ということになりますと、今議論して
いる従来の公害問題などは当然解決済みであるという前提で議論されます。そういった意
味で従来の公害防止に抜けが出たり、あるいは末端で破綻しているような状況が起きてい
ても気がつかなかった、そういう趣旨でこれを表題として挙げたいと思います。表現には
今後気をつけるということでご了承いただきたいと思います。

ほかには全体のお話でいかがですか。　どうぞ井口委員。

井口委員　　もう一つ私ちょっと気になりましたのは、今後このガイダンスの内容、個
別項目が議論されると思うのですけれども、ところどころでダブルチェックをする、ある
いは役割分担なんかを増やす、人を増やして行って管理するという文言があったりするの
です。今回のガイダンス、ある程度のサイズの企業に適用するという事なら可能だと思
うのですが、更に小さい企業にも適用してもらおうという感じでいくとするとかなり無理
があるのではないかなという感じがします。むしろ今まで我々は公害防止関係で管理して
いく中で向かっていたところは組織的に動くことではないか。このレポートの中にもとこ
ろどころ出てきていたのですが、個別のいろいろな項目についての規制はちゃんと守りま
す、でも会社として組織としてどのように管理しているかということが抜けていたのだ
はないかということで、小さい企業もそういったところの中に組み込んでいくというよ
うな形のまとめ方の方がいいのかなという感じがしました。

石谷座長　　どうぞ。

山本環境指導室長　　御指摘のとおり、最終的にはガイドラインという形でまとめてい
きたいと思っておりますが、当然大企業から中小企業まで含めたものを念頭に置いていき
たいと思っておりますが、御指摘のように企業の規模によっては対応できない部分も当然

出てくるかと思えます。特に中小企業向けに配慮すべき事項でありますとか、特に実践上のヒントの中では大企業の例あるいは中小企業の例、幾つかの例を散りばめることによりまして、画一的な対策を求めるというのではなくて、ここで求めております精神を具体化していただくための対応策を、最も適切なもの、あるいは実行可能なものを選択できるような形にしていきたいと考えているところでございます。

石谷座長　今の件は井口委員よろしいでしょうか。

井口委員　はい。

石谷座長　どうぞ、関澤委員。

関澤委員　これは文言の問題なのですが、見直されるとき言葉を少し直していただいたらいかがかなと思うところを少し申し上げます。

16ページの「予防的な環境管理体制の整備と実施」というところで2行目、「当該工場内における具体的な責務・役割・業務内容を熟知する」の「熟知する」という言葉がよくわからない。「業務知識を習得する」というような意味だろうとは思いますが。

その次の2つ目のポツ、「公害防止統括者の責任において、工場としての環境管理方針を策定し」となっていますが、「公害防止統括者の責任は、工場における環境管理方針を策定し」ということでいいのではないか。

4つ目の最後のところ、これはさっき井口さんがいわれたところかもしれないのですが、「役割分担」というところは本当に役割分担させないといけないのか、責任権限をはっきりさせればいいのか、その辺の書きぶりで企業によって取り組み方はちょっと違うだろうと思うわけです。

もう一点、22ページ目、2つ目のポツの「地域とのコミュニケーション」の最初のポツ、「周辺住民等に対して」云々、「公表し、併せて、科学的根拠に基づくリスクの多寡」云々となっていますが、この「科学的根拠に基づくリスク」というのは、基準をつくるのは基本的には行政にやらしてもらわざるを得ないのではないか。協定値等は行政が決めるので、企業で全部そういうところを説明するというのは非常に難しいのかなと、いろいろな基準がありますので、少し表現を工夫していただいたらいかがかなと思えます。

山本環境指導室長　御指摘いただいた点は確かに少し言葉が足りない点、「熟知する」とは何ぞやというのがありますので、確かにこのあたりの表現についてはもう少し正確さを期していきたいと思っております。

それから、「役割分担」については先ほどの中小企業対策の問題もございまして、本来の趣旨をもう少し明確化し、対応策についてはその下の「実践上のヒント」の中で具体化するというような表現にしていきたいと思っております。

最後の「リスクの多寡」云々ということは、単に安全ですよとか単に環境上少ないですよというだけでは地域の方々もそのリスクの大きさをなかなか実感できませんので、ある程度科学的な根拠を示しながら説明いただくということが大事かなと考えています。つまり同じ知識ベースをできるだけ相手方にももっていただくというような趣旨で述べているものでございます。

御指摘のように、リスク情報の科学的な根拠については、国の審議会などでその評価のための検討を今やっているところでございますので、まさにそういう国の情報などを用いていただいて客観性のある、すなわち科学的根拠があるような形で地域の方々にも情報を

提供していただきたい。そういう趣旨でございますので、表現上につきましてはもう少し正確に書いていきたいと思っております。

石谷座長　また必要な場合には例示とかそういったことで御意向を反映するように考えたいと思います。

それでは、順次お願いいたします。新美委員、それから兵頭委員。

新美委員　このペーパーを拝見していて、組織体制のそれぞれのシステムとして私はよく考えられていると思うのですけれども、問題はその組織を動かすための情報の流れはどうあるべきか。いうならば人体組織ははっきりしているけれども、血流がどうなるのか、それについてどのようにチェックするのかというのをもう少し柱の中に入れていくと管理というものが生きるのではないかと思います。

石谷座長　どうもありがとうございました。今の件は、郷原委員が最後に御説明になったところだと思いますので、是非反映させていただきたいと思っております。よろしいですね。

それでは、最後に兵頭委員。

兵頭委員　公害防止では、先ほどから大企業とか小さな企業というようなお話がありましたけれども、根本的にはその対応が大企業だからこうで小さな町工場だからこうでいいというようなことではなく、公害防止の思想はどこまでも、小さくて大きくてもそれを守るという考え方では是非統一していただきたいなと思っております。

石谷座長　今の最後の御質問の点は、当然それを前提で議論していると思っておりますが、先ほどからの議論は現状がどうかといったときにまだ企業の規模で差があるのではないかとということです。その防止についての根本的な考え方その他については、小企業だったら法令を犯してもいいとか、そういうことはあり得ないのですが、対応の仕方についてはそれぞれのできることを提示しませんと現実にはやはり格差が残ってしまうのではないかと議論かと思うのです。よろしいでしょうか。

兵頭委員　その点は、経済的な負担とか人員がこうでなければならない、そのようなことまで特にこちらが希望することではないのですが、一番元のところでは公害防止に対する自分たちの考え方は統一していただきたいということです。

山本環境指導室長　御指摘のとおりだと思っております。環境保全をする、公害防止をきちっと守っていくという基本的な姿勢なり考え方は大企業、中小企業共通のものでございますので、その基本的な方針のところを明確にするとともに、ただ対応策は企業として最も合理的かつ適切な対応がとれるオプションといいますが、多様性をもたせるような形にしていきたいと思っております。

石谷座長　どうぞ、志々目委員。

志々目委員　特に内容を修正する意見ではないのですが、22ページのコミュニケーションのところ、最初のポツの4つ目のところに行政の方として対応すべき内容を書いているので大変ありがたいと思っております。先ほど御指摘があったように体制そのものを血流の通ったものにするためには行政側のチェックのあり方については、単なるドキュメントのみで実施するのではなく、実際の立ち入りのときにいろいろなレベルの人に質問しながらチェックするなど、緊張感を持たせることも必要だと思います。このガイドラインとは別になるかと思っておりますが、行政の方として関与すべき点についても少し御審議いただいて、行政はそれを踏まえてまた緊張感を高めていくということが必要なのではない

かと思っております。

山本環境指導室長 次回以降の検討課題で、教育の問題とかコミュニケーションの問題について重点的にやりたいと思っております。

石谷座長 その辺は是非行政側からも御意見をいただきたいと思います。

それでは、時間もまいりましたので、本日の検討会、これで終了にいたしたいと思えます。本日いただいた委員の皆様の御意見を踏まえ、引き続き議論を進めてまいりたいと存じます。

今後の予定については事務局から御説明いただきますけれども、もし本日時間が足りなくて、あるいは各種資料を十分御覧になってまた御意見がありましたら、逐次事務局の方に御連絡いただきたいと思えます。

それでは、事務局から次回の予定についての連絡をお願いいたします。

岩松環境指導室課長補佐 次回の検討会は11月に開催する予定です。事務局から委員の皆様方に御都合を伺い、日程調整させていただきます。

石谷座長 では、本日は御多忙のところ、長時間にわたり活発に御議論いただき、まことにありがとうございました。

本日はこれにて閉会させていただきます。

5 . 閉 会